

◎	VI 518	戦後教育資料
6-3		
544		
大 学 問 題 対 策 一 案 一		
<p>一、学校教育法に次の趣旨の條項を加えること。</p> <p>二、学生及び生徒は、学校において、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治活動をしてはならないようとする。</p> <p>三、小学校及び中学校以外の学校は、性行不良で改善の見込のないと認められる者等に対し懲戒によつて退学させることができるよう^にする。</p> <p>四、文部大臣が学長に対し必要な指示又は勧告することができるようにする。</p> <p>但し学問研究の自由及び教育の自主性はこれを尊重しなければならないこと。<small>(國立、公立、私立の学校に適用する場合)</small></p> <p>五、大学の学長等の任免に関する次の趣旨に従り教育公務員特例法等を改正すること。</p> <p>六、大学の学長(及び准学長)の任用は、文部大臣が大学からそれぞれ三名以上の候補者を選考の上提出させ、そのうちより任命するよう^にすること。</p>		
相 良	乙	26

文 部 省

2、文部大臣が大学の学長（及び学部長）を免職することができるようになること。

3、大学管理法試案を次の趣旨により整理し新法案として準備をする。

1、国立大学審議会、商議会に關する規定を削除する。

2、評議会、教授会、学部長、学長の規定を整理簡潔にしきれを骨子として新法案とする。

3、

一の了項を加えて新法案とする。（國立の外に適用する場合）

關 係 法 令（抄）

一のノ 教育基本法第八條（政治教育）

良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

一のメ 学校教育法第十一條

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生・生徒及び兒童に懲戒を加えることができる。但し体罰を加えることはできない。

学校教育法施行規則第十三條
校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、市町村立の小学校及び中学校以外の学校において左の各号の一に該当する者へ都道府県立の高等学校及びろう学校の義務教育を受けるものを除く。一に対してのみこれをを行うことができる。

一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
二 身力劣等で成績の見込がないと認められる者

文 部 省

三 正当の理由がなく出席當でない者
四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に
反した者

二のノ 教育公務員特例法第十條

大学の生長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、大学管理機関（生長と認ぜること）の申出に基いて、任命権者が行う。

国家公務員法第五五條

任命権は、法律に別段の定のある場合を除いては、内閣、各大臣（内閣総理大臣、法務総理及び各省大臣をいう。以下同じ。）会計検査院長及び人事院総裁並びに各外局の長に屬するものとする。（以下略）

教育公務員特例法第四條

生長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は選考によるものとし、その選考は、大学管理機関が行う。前項の選考は、生長については人格が高潔で学識がすぐれ、且つ教育行政に関する知識を有する者について、大学管理機関

の定める基準により生長については当該一部の教授会の議に基き、教員及び生長以外の部局長については、大学管理機関の定める基準により、行わなければならない。

二の二 教育公務員特例法第五條
生長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるのでなければ、その意に反して転任されることはない。

（以下略）

教育公務員特例法第六條

生長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるのでなければ、その意に反して免職されることはない。教員の降任についても、また同様とする。（以下略）

その他
国家行政組織法第十條

各大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し職員の服務についてこれを統督する。

国家行政組織法第十二條
各大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を

文 部 省

東京都千代田区霞ヶ関3丁目4番地

電話・霞ヶ関(58)・170~179
421~429

本件についての照会・回答には必ず
上記書類番号・月日を付して下さい。

施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、それぞれその機関の命令へ總理府令、法務府令、又は省令一を発することができる。

国家行政組織法第十四條

各大臣及び各外局の長は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。各大臣及び各外局の長は、その機関の所掌事務について國家公務員法及びこれに基づく規則の規定に従い、命令又は示達するため所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を發すことができる。

文部省設置法第五條第二項

文部省は、その権限の行使に当つて、法律（これに基づく命令を含む。）別段の定がある場合を除いては、行政上及び運営上の監督を行わないものとする。

東京都千代田区西ヶ原3丁目4番地
電話・西ヶ原(58)・170~179
421~429

本件についての照会・回答には必ず
上記書類番号・月日を付して下さい。

大学問題対策のため改正すべき現行法令の諸点

一、学長に対して文部大臣が必要な指示又は監督を行いうるよう^にす
の措置

(イ) 国立大学の場合

(イ) 国立学校設置法の一部を次のように改正すること。

第一條を次のように改める。

第一條 この法律により、文部大臣の管理に属する国立学校を設置する

国立学校設置法施行規則の一部を次のように改正すること。

第二條第一項を次のように改める。

1 学長は、文部大臣の指揮監督を受け、校務を掌り、所屬職員を統督
する。

教授、助教授及び助手は、学校教育法第五十八條に規定する職務に

従事する。

同條第二項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げる。

(イ) 文部省設置法の一部を次のように改正すること。

第五條第二項を削る。

註 第五條第二項 文部省は、その権限の行使に当つて法律、これに基く命令を含む。一に別段の定めある場合を除いては、行政上及び運営上の監督を行わぬものとする。

(2) 公立及び私立大学の場合

学校教育法の一部を次のように改正すること。

第六十四條を次のように改める。

- 第六十四條 公立又は私立の大学は、文部大臣の監督に属する。
2 文部大臣は、公立及び私立の大学に対し、報告を徵し、検査を行ひ、その他監督上必要な命令を下すことができる。但し、
3 前二項の規定による文部大臣の権限行使に當つては、教育基本法第二條の趣旨に反しないようにこれを行わなければならぬ。

二 大学の学長及び部局長についての文部大臣の任命権を強化すること。

教育公務員特例法の一部を次のように改正すること。

第四條(セ) 次のように改める。

- 第四條 学長及び部局長の採用は、採用すべき学長又は部局長について当該大学管理機関の選考に係るそれぞれ三人以上の候補者の中から、任命権者がこれをを行うものとする。
2 教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学管理機関が行う。